

# 高松大学大学院学則

平成 12 年 4 月 1 日制定

## 第 1 章 総 則

(趣 旨)

**第 1 条** この学則は、高松大学学則（平成 8 年 4 月 1 日制定）第 3 条の 4 第 2 項の規定に基づき、高松大学大学院（以下「本大学院」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目 的)

**第 2 条** 本大学院は、高松大学（以下「本学」という。）の目的使命に則り、基礎研究を推進し、高度かつ専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その精深な学識を極めて、学術、文化の進展に寄与する人物を育成することを目的とする。

2 前項の目的を達成するための学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針については、別に定める。

(自己評価等)

**第 3 条** 自己評価等については、本学学則第 2 条の規定を準用する。

## 第 2 章 組 織

(研究科)

**第 4 条** 本大学院に、次の研究科を置く。  
経営学研究科

(課 程)

**第 5 条** 研究科の課程は、修士課程とする。

(専 攻)

**第 6 条** 前二条の研究科に置く専攻及びその学生定員は、次のとおりとする。

専 攻	入 学 定 員	収 容 定 員
経営学専攻	10 名	20 名

(研究科・専攻の目的)

**第 6 条の 2** 経営学研究科経営学専攻は、建学の精神に基づき、経営学の高度で専門的な理論を修得するための研究及び実践能力の涵養を通じて、新しい経営戦略を決定できる専門性の高い人材を養成することを教育研究上の目的とする。

(附属研究施設)

**第 6 条の 3** 本大学院に、次の附属研究施設を置く。  
高松大学大学院 ベンチャークリエーション研究所

2 研究施設に必要な事項は、別に定める。

(教員組織)

**第 7 条** 本大学院の教員は、本学の教授、准教授及び講師をもって充てる。

(研究科長)

**第 8 条** 研究科に研究科長を置き、学長又は学長が指名した者をもって充てる。

(研究科委員会)

**第 9 条** 本大学院に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関する規程は、別に定める。

### 第3章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第10条 学年、学期及び休業日については、本学学則第4章の規定を適用する。

### 第4章 標準修業年限等

(標準修業年限)

第11条 研究科の標準修業年限は、2年とする。

(在学年限)

第12条 学生は、標準修業年限の2倍に相当する年限を超えて在学することはできない。

### 第5章 入学

(入学の時期、入学の出願、入学者の選考、入学手続き及び入学許可)

第13条 入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。ただし、入学の出願、入学者の選考、入学手続き及び入学許可については、本学学則第16条及び第18条から第20条までの規定を準用する。

(入学資格)

第14条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、本研究科の専攻を履修するに相当と認められた者とする。

- 一 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- 二 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- 六 短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業生やその他の教育施設の修了者等であっても、本大学院において個人の能力の個別審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で入学年度の4月1日までに22歳に達する者

(転入学及び再入学)

第15条 転入学及び再入学については、本学学則第22条及び第23条の規定を準用する。

### 第6章 教育方法及び履修方法等

(教育方法)

第16条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第17条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第18条 研究科における授業科目及び単位数については、別表Iのとおりとする。

(授業の方法)

第19条 授業の方法については、本学学則第24条の2の規定を準用する。

(履修方法)

第19条の2 学生は、第18条に定める授業科目から必修科目を含め30単位以上を修得しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、履修方法については、別に定める。

(単位の計算方法)

**第 20 条** 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(単位の授与)

**第 21 条** 授業科目を履修した学生に対しては、試験又は研究報告等により単位を与えるものとする。ただし、学納金未納により除籍された者については、学納金未納期間に係る単位は認定しない。  
2 授業科目の単位の授与は、学期末又は学年末に行うものとする。

(他の大学院における授業科目の履修)

**第 22 条** 本大学院は、研究科委員会において教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。）との協議に基づき、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。  
2 前項の規定により履修した授業科目について履修した単位は、10 単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

**第 23 条** 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。  
2 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、前条に定めるものと合わせて 10 単位を超えないものとする。

(成績評価)

**第 23 条の 2** 各授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の 5 種の評語をもって表し、秀、優、良、可を合格とする。  
2 前項に定める評価の基準は、別に定める。

## 第 7 章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学、復学、転学、留学、退学及び除籍)

**第 24 条** 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍については、本学学則第 32 条、第 33 条、第 35 条から第 38 条までの規定を準用する。この場合において、第 32 条第 4 項中「4 年」とあるのは「2 年」と、第 36 条第 1 項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と読み替えるものとする。

## 第 8 章 修了及び学位授与

(課程の修了)

**第 25 条** 学長は、本大学院に 2 年以上在学し、第 19 条の 2 に定める単位を修得し、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格し、かつ、第 28 条に規定する学納金を完納した者に対し、研究科委員会の議を経て、修了を認定する。ただし、優れた業績をあげた者については、本大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。  
2 前項の場合において、本大学院の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。  
3 第 1 項の学位論文及び最終試験については、本学学位規程の定めるところによる。

(学位の授与)

**第 26 条** 修士課程を修了した者には、本学学位規程の定めるところにより、修士（経営学）の学位を授与する。

## 第 9 章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、長期履修学生及び外国人留学生

(研究生、科目等履修生、特別聴講学生、長期履修学生及び外国人留学生)

**第 27 条** 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、長期履修学生及び外国人留学生については、本学学則第 41 条から第 44 条までの規定を準用する。この場合において、第 43 条中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と読み替えるものとする。

## 第 10 章 検定料、入学金及び授業料等

(検定料、入学金及び授業料等)

**第 28 条** 検定料、入学金及び授業料等の額は、別表Ⅱ・Ⅲに定める額とし、その他の事項については、本学学則第 11 章の規定を準用する。

## 第 11 章 賞 罰

(表彰及び罰則)

**第 29 条** 表彰及び罰則については、本学学則第 13 章の規定を準用する。

## 第 12 章 雑 則

(学則等の準用)

**第 30 条** この学則に定めるもののほか、本大学院に関し必要な事項は、本学学則の規定を準用する。

### 附 則

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

### 附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 3 月 31 日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年 3 月 31 日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年 3 月 31 日以前に入学した学生については、なお従前の例による。ただし、第 20 条の単位の計算方法については、令和 6 年 3 月 31 日以前に入学した者にも適用するものとする。

別表 I

## 授 業 科 目 及 び 単 位 数

領 域		授 業 科 目	単 位 数	
			必 修	選 択
専 門 科 目	経 営 学 領 域	経営学特論		2
		経営史特論		2
		ベンチャー企業経営特論		2
		経営組織特論		2
		経営戦略特論		2
		人材戦略特論		2
		財務管理特論		2
		マーケティング特論		2
		リスクマネジメント特論		2
		国際経営特論		2
		経営情報学特論		2
	経 営 情 報 領 域	情報システム特論		2
		経営工学特論		2
		ビジネスシミュレーション特論		2
		データベース特論		2
		情報セキュリティ特論		2
		AI特論		2
		デジタルトランスフォーメーション特論		2
	会 計 学 領 域	会計学特論		2
		財務会計特論		2
		簿記原理特論		2
		原価計算特論		2
		管理会計特論		2
		予算管理特論		2
		監査特論		2
	共 通 科 目	経済学特論		2
		地域経済特論		2
地域政策特論			2	
データ分析特論			2	
統計学特論			2	
データサイエンス特論			2	
外国文献研究			2	
特別演習 I		4		
特別演習 II		4		

(注) 1 必要単位数は、30 単位以上

2 必修科目として、特別演習 I、特別演習 II 各 4 単位

3 専門科目から 8 科目 (16 単位) 以上

## 別表Ⅱ

## 検定料及び入学金

区 分	検 定 料	入 学 金
大 学 院	30,000 円	200,000 円
研 究 生	15,000	100,000
科目等履修生	8,000	20,000

- (注) 1 本学卒業後引き続き入学する者の入学金は、これを免除する。  
 2 1に該当しない本学の卒業生で入学する者の入学金は、所定の額の2分の1とする。  
 3 科目等履修生の社会人については、検定料を全額免除、入学金を半額免除とする。

## 別表Ⅲ

## 学 納 金

区 分	授業料 (年額)	施設設備維持費 (年額)
大 学 院	610,000 円	100,000 円
研 究 生	(月額) 30,000	
科目等履修生	(1単位につき) 10,000	
長 期 履 修 学 生	学納金年額×標準修業年限(2年)÷長期履修許可年限	

- (注) 1 科目等履修生の社会人については、授業料を半額免除とする。